

令和 年 月 日 和歌山県田辺市長 殿		整理番号	
住 所		フリガナ	
		氏 名	
		個人番号	
電話番号		生年月日	明・大 昭・平

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記の記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項(第13項)各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金(同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。)について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	☐
--------------------------------------	--------------------------

- (注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第 120 条第 1 項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第 121 条（第 1 項ただし書を除く。）の規定を受ける者
- (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	☐
-------------------------------------	--------------------------

- (注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

(切り取らないでください。)

令和 年寄附分

寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住 所	〒	受付日付印
氏 名	殿	

受付団体名	和歌山県田辺市
-------	---------

添付書類台紙

マイナンバーカードの表面・裏面の写し、または、「番号確認書類」の写しと「本人確認書類」の写しをそれぞれ貼ってください。

この枠内に貼ってください

マイナンバーカードをお持ちの場合

- ・マイナンバーカードの表面及び裏面

マイナンバーカードをお持ちでない場合

《番号確認書類》

ご本人のマイナンバーを確認できる書類の写し

- ・通知カード（現住所の記載があるもの）
- ・住民票の写し（マイナンバーの記載があるもの）
- ・住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるもの）

のうちのいずれか1つ

※転居等により裏面に変更内容が記載されている場合は、裏面の写しも貼ってください。

※マイナンバー通知カードは令和2年5月25日に廃止されており、その日以降に住所・氏名等が変更になった場合、通知カードは使用できません。

《本人確認書類》

記載したマイナンバーの持ち主であることが確認できる書類の写し

- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書
- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・パスポート
- ・在留カード

のうちのいずれか1つ

※転居等により裏面に変更内容が記載されている場合は、裏面の写しも貼ってください。

※顔写真入りの身分証明書がない場合は、2種類の書類の提出が必要です。

（公的医療保険の被保険者証、国民年金手帳、介護保険の被保険者証、児童扶養手当証書等）